

通所介護事業重要事項

事業所名	JA たんぽぽデイサービスセンター		
事業の種類	指定介護予防・日常生活支援総合事業 (通所型サービス) 指定通所介護	介護保険事業所番号 1771500178	
事業所の所在地	石川県羽咋郡宝達志水町子浦そ 15 番地 1		
事業所連絡先	0767-29-8555	管理者	西 他佳子
運営方針	<p>1. 指定通所介護等の事業は、利用者が要介護等の状態となった場合においても可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び必要な日常生活上の世話をを行うことによって利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとします。</p> <p>2. 事業の実施に当たっては、関係市町、地域包括支援センターその他地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、より良いサービスの提供に努めるものとします。</p> <p>3. 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとします。</p> <p>4. 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。</p>		
サービス内容	<p>事業者が運営管理する特定の施設に通って、健康チェック、機能訓練又は個別機能訓練、日常生活動作に関する訓練、入浴、食事、送迎、個別口腔機能向上、生活指導及び相談等を行います。ただし宝達志水町介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス A)は入浴はありません。</p>		
営業日、営業時間	<p>営業日:月曜日から土曜日(月曜日から土曜日の祝日、振替休日も営業する) ただし12月31日から1月3日までは休業とする。</p> <p>営業時間:午前 9 時15分から午後 4 時20分まで 尚、下記の時間内において3時間を限度として時間延長できるものとする。 午前8時15分から午前9時15分 午後4時20分から午後9時15分</p> <p>※時間延長は、施設内でのサービス時間が9時間を超えてから開始され12時間を限度に行う。ただし宝達志水町介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス A)は、午前9時15分～12時45分までとし時間延長は行わない。</p>		
通常事業の実施地域	<p>指定通所介護:羽咋市、宝達志水町及び志賀町甘田の区域 指定介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス現行相当):羽咋市、宝達志水町の区域 ただし通所型サービス A は宝達志水町のみとします。</p>		
従業員の職種、員数	管理者1名(兼務)、生活相談員1名以上、看護職員1名以上、介護職 10 名		
緊急時等の対応方法	サービス提供中にご利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等、必要な措置を行います。		
事故発生時の対応方法	万が一、事故が発生した場合、市町村、当該利用者家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。		
苦情相談窓口	<p>責任者 本吉 まさみ 担当者 西 他佳子 連絡先 Tel 0767-29-8555 fax 0767-29-8566</p>		
利用料 その他の費用	<p>利用料は厚生労働省告示額により、本人負担分の支払いとなります。なお、介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります。また指定介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス現行相当)については羽咋市、宝達志水町設定額により、(通所型サービス A)については宝達志水町設定額により本人負担分の支払いとなります。</p> <p>食事代、おむつ代、その他日常生活費は別途必要となります。</p> <p>通常事業の実施地域を超える場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点から、1kmあたり20円を徴収します。</p> <p>※詳しくは係りにご相談下さい。詳細は別紙料金表の通りです。尚、ご利用者又はご家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印していただきます。</p>		
サービス利用に当たっ ての留意事項	サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときには、速やかに損害賠償を行います。		